おおい町多世帯同居住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

（令和７年４月１日
告示第　１３０　号）

おおい町多世帯同居住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱（平成２９年おおい町告示第７０号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、おおい町多世帯同居住宅リフォーム支援事業補助金（以下「本補助金という。）の交付について、おおい町補助金等交付規則（平成１８年おおい町規則第３２号）及びおおい町建設課所管補助金等交付要綱（平成２２年おおい町告示第１４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　本補助金は、おおい町（以下「本町」という。）において直系親族と多世帯同居をしようとする者に対して、住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部を助成することにより、子育てや介護の面で助け合いながら暮らすことのできる多世帯同居の推進を図るとともに、本町への定住促進を目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　世帯　住居と生計を共にしている人々の集まりをいう。

（２）　多世帯同居　直系親族の複数の世帯によって同居することをいい、新たに対象住宅に居住する者が住民票異動に伴う転居を行うことをいう。ただし、直系卑属の単独世帯を含む場合は、単独世帯を除き複数の世帯である場合に限る。

（３）　町内事業者　町内の個人事業者又は事務所等（本町に法人町民税の法人等の設立・事務所等の設置届を提出しているものに限る。）を置く事業者をいう。

（４）　町外事業者　町内事業者以外の事業者

（補助対象の住宅）

第４条　本補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次のとおりとする。

（１）　リフォームする住宅　自ら居住するために所有する一戸建ての住宅とする。ただし、その住宅の床面積の２分の１以上を居住の用に供されるものに限る。

（２）　転居前住宅　前号の住宅に多世帯同居するため、転居前に居住していた住宅で、次のいずれにも該当するものとする。

ア　本町に存する住宅

イ　多世帯同居する者が所有する住宅

ウ　所有権以外の権利が設定されていない住宅

エ　公共事業等の補償の対象となっていない住宅

２　国、県、町等の他の補助事業により補助対象となる住宅は対象とならない。ただし、この要綱による補助対象経費と他の補助事業による補助対象経費を明確に区分できるときは、この限りでない。

（交付対象者）

第５条　本補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　新たに直系親族と多世帯同居する者

（２）　市町村税の滞納していない者

（３）　リフォームした住宅に５年以上居住する者

（４）　過去に本補助金を受給していない者

２　国、県、町等の他の補助事業により補助対象となる者は対象とならない。ただし、この要綱による補助対象経費と他の補助事業による補助対象経費を明確に区分できるときは、この限りでない。

（補助対象工事）

第６条　本補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に該当する工事とする。

（１）　多世帯同居に必要となる工事のうち次のいずれかに該当する工事であること。

ア　間取りの変更に関する工事

既存住宅の間取りの変更及び増築を伴う間取りの変更に関する工事（既存住宅の間取りの変更を伴わない増築を含む。）

イ　バリアフリー改修工事

①手すりの設置

浴室、便所、洗面所、居室、廊下、階段等への手すりの設置

②段差の解消

屋外に面する出入口、浴室、屋内（浴室を除く）等における段差の解消

③廊下幅等の拡張

通路、出入口等の拡張

ウ　設備の改修工事

台所、浴室、便所、洗面所等に関する工事

エ　その他関連工事

同居人数の増加に伴う浄化槽の入れ替え工事

（２）　転居前住宅の解体・除去工事

（補助対象経費）

第７条　本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象工事に要する費用とする。

（補助金の額）

第８条　補助金の額は、補助対象工事の区分により次のとおりとする。

（１）　第６条第１号の補助対象工事

ア　町内事業者による工事　補助対象経費の２分の１（限度額５０万円）

イ　町外事業者による工事　補助対象経費の２分の１（限度額２５万円）

（２）　第６条第２号の補助対象工事

ア　町内事業者による工事　補助対象経費の２分の１（限度額５０万円）

イ　町外事業者による工事　補助対象経費の２分の１（限度額２５万円）

２　補助金の額は、千円未満の額を切り捨てる。

３　補助金の交付は、一の住宅につき１回限りとする。

（補助金の交付申請）

第９条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事及び転居前住宅の解体・除去の工事着工までにおおい町多世帯同居住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に別表１に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第１０条　町長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは補助金の交付を決定し、おおい町多世帯同居住宅リフォーム支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第１１条　申請者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、おおい町多世帯同居住宅リフォーム支援事業補助金交付変更申請書（様式第４号）に変更後の別表１に掲げる関係書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請があったときは、申請書等の書類の審査等を行い、変更内容が適正であると認めたときは当該申請を承認し、おおい町多世帯同居住宅リフォーム支援事業補助金計画変更承認通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（廃止の承認申請）

第１２条　申請者は、補助事業を廃止しようとするときは、おおい町多世帯同居住宅リフォーム支援事業廃止承認申請書（様式第６号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請があったときは、申請書の審査等を行い、事業の廃止がやむを得ないと認めたときは当該申請を承認し、おおい町多世帯同居住宅リフォーム支援事業廃止承認通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第１３条　申請者は、補助事業が完了したときは、おおい町多世帯同居住宅リフォーム支援事業補助金完了実績報告書（様式第８号）に、別表２に掲げる関係書類を添えて、

町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１４条　町長は、前条の規定による実績報告があったときは、報告に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、おおい町多世帯同居住宅リフォーム支援事業補助金額確定通知書（様式第９号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１５条　申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、おおい町多世帯同居住宅リフォーム支援事業補助金交付請求書（様式第１０号）を町長に提出するものとする。

（補助金の返還等）

第１６条　町長は、申請者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

（１）　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。

（２）　補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（３）　前２号のほか、本要綱に定める補助金交付の要件を欠くに至ったとき。

２　申請者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、おおい町補助金等交付規則の定めるところにより補助金を返還しなければならない。

（報告、調査及び指示）

第１７条　町長は、補助金の交付に関し、必要があると認めたときは、申請者に対し、報告を求め、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、又は現地調査、他機関への確認等必要な事項を指示するとこができる。

（個人情報の利用目的）

第１８条　町長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

（その他）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第９条、第１１条関係）　申請書に添付する関係書類

（１）工事請負契約書又は請書の写し（転居前住宅の解体・除去する場合は、解体・除去に係る契約書又は請書の写し）
（２）リフォーム工事概要書（様式第２号）
（３）工事着工前の写真（住宅全体及び対象工事に係る部分。転居前住宅を解体・除去する場合には、解体・除去前の転居前住宅の写真）
（４）リフォームする住宅の図面（付近見取図、配置図、工事の内容が分かる工事前後の図面（平面図、立面図、断面図等））
（５）同居予定者を含む世帯全員の住民票
（６）同居予定者との関係を示すもの（戸籍謄本等）
（７）同居予定者を含む世帯全員の市町村民税の納税証明書
（８）転居前住宅の解体・除去する場合には、転居前住宅の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書
（９）その他町長が必要と認める書類

別表２（第１３条関係）　完了実績報告書に添付する関係書類

（１）領収書の写し
（２）工事完了後の写真（建物全景及び補助対象工事に係る部分。転居前住宅を解体・除去した場合は、解体・除去後の写真）
（３）多世帯同居する世帯全員の住民票